

A3 訪問型サービス(独自/定率:緩和した基準によるサービス)サービスコード表

令和6年4月

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A3	1001	訪問型サービス(30分以内)	(事業対象者、 要支援1・2)	※単独利用で、1月につき14回まで（他の訪問型サービスを組み合わせずに利用した場合）	163	1回につき
A3	1002	訪問型サービス(30分超)		※単独利用で、1月につき9回まで（他の訪問型サービスを組み合わせずに利用した場合）	243	
A3	1011	訪問型サービス(30分以内)	(事業対象者、 要支援2)	※単独利用で、1月につき22回まで（他の訪問型サービスを組み合わせずに利用した場合）	163	
A3	1012	訪問型サービス(30分超)		※単独利用で、1月につき15回まで（他の訪問型サービスを組み合わせずに利用した場合）	243	
A3	1021	訪問型サービス(20分以上45分未満)	(事業対象者、 要支援1・2)	※単独利用で、1月につき23回まで（他の訪問型サービスを組み合わせずに利用した場合）	161	1回につき
A3	1022	訪問型サービス(45分以上)		※単独利用で、1月につき18回まで（他の訪問型サービスを組み合わせずに利用した場合）	198	
A3	1031	訪問型サービス(20分以上45分未満)	(事業対象者、 要支援2)	※単独利用で、1月につき23回まで（他の訪問型サービスを組み合わせずに利用した場合）	161	
A3	1032	訪問型サービス(45分以上)		※単独利用で、1月につき18回まで（他の訪問型サービスを組み合わせずに利用した場合）	198	

※A3の項目中、「1031」と「1032」については、事業対象者と要支援2の方限定です。要支援1の利用限度を超えるサービス利用が必要な事業対象者(要支援2相当)にあつては、「1031」「1032」を使ってください。

なお要支援2相当とした事業対象者については、ケアマネジメントのなかで判断し、理由を記載しておいてください。(退院直後で集中的なサービスが必要、チェックリストで16項目以上に該当、その他適切な理由を記載)

※A3(緩和した基準によるサービス)については、所得に関わらず、利用者負担は全て1割負担となります。

※継続利用要介護者については、町に直接請求となります。国保連合会への請求はできません。単位数等はお問い合わせください。

※「1001」、「1002」、「1011」、「1012」については、令和6年3月をもって廃止となります。